



固定資産現所有者申告書 兼 相続人代表者指定(変更)届				
令和 年 月 日			黒部市長 あて	
<p>固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。併せて、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。</p>				
(現所有者の代表者) (相続人代表者)	住 所	〒 9 3 8 - 0 0 3 1 黒部市三日市1301番地		
	フリガナ	クロベ ハナコ	被相続人との続柄	
	氏 名	黒部 花子		妻
	生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	電 話 番 号	0765 - 54 - 2111
所有者 (被相続人等) 固定資産課税台帳の	死 亡 時 の 住 所	黒部市三日市1301番地		
	氏 名	黒部 太郎	死亡年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	登 記 名 義	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳の所有者と同じ 黒部 弥太郎		
現所有者(相続人) ※代表者を除く	氏 名	被相続人との続柄	住 所	
	黒部 一郎	子	黒部市三日市1301番地	
	宇奈月 桃子	子	黒部市宇奈月町内山3353番地	
登記手続き予定	(有) ・ 無		有の場合の予定時期	(年内) ・ 令和 年 月頃
翌年度納付方法	① 口座振替を希望  2. 納付書払いを希望		口座振替依頼書の提出が必要です。 既に登録されている方も、 再度登録が必要です。	
以下に該当する場合は、裏面の記入も必要です。				
① 一部の資産のみ申告する場合 2. 共有資産がある場合				

※不動産登記法でいう所有権の相続（相続登記）については、法務局での手続きが必要です。

処理欄	被相続人コード	代表者コード	未家	備考

1. 一部の資産のみ申告する場合

一部の固定資産に対して現所有者を申告する場合は、対象の固定資産（土地・家屋）を以下に記入してください。（全ての固定資産が対象となる場合は、こちらへの記入不要です。）



区分	地番／所在地	現況地目／構造・用途	地積／床面積
① 土地 ・ 家屋	黒部市三日市字紅屋 1 3 0 1 番地 1	宅地	250.00㎡
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			

※一部の資産のみ現所有者の申告をする際は、相続したことがわかる遺産分割協議書又は遺言書の写しを必ず添付してください。添付がない場合は、全ての固定資産が申告の対象となります。

※記入欄が足りない場合は、別紙（任意の様式）を添付してください。

2. 共有資産がある場合

① 共有固定資産に係る納税義務者の代表者の変更について、ご記入ください。

対象通知書番号	××××××××××		
旧共有代表者	住所	黒部市三日市 1 3 0 1 番地	
	氏名	黒部 太郎 	
新共有代表者	住所	黒部市三日市 1 3 0 1 番地	
	氏名	黒部 花子 	

② 対象資産についてご記入ください。

区分	地番／所在地	現況地目／構造・用途	地積・床面積
土地 ・ ① 家屋	黒部市三日市字紅屋 1 3 0 1 番地 1	居宅	200.00㎡
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			

※記入欄が足りない場合は、別紙「固定資産共有代表者（変更）申告書」により提出してください。